

令和3年度事業計画書

社会福祉法人 小樽育成院

1. 基本方針

昨年度は新型コロナウイルスの拡大により、法人及び各事業所の様々な活動に影響を及ぼし、人との接触削減が求められたことにより制限が余儀なくされました。

施設で生活される方のみならず地域で生活される様々な方が社会参加の機会を失くし閉じこもりがち生活になってしまうなどの課題も生じております。

今年度は新たな生活様式への対応を図りながら地域が必要とするサービス提供に努め、地域の皆様へ安心した地域福祉の拠点として安心と信頼を頂けるように以下の項目を令和3年度の重点目標として取り組みます。

2. 重点項目

①法人組織の強化に向けて

本年度は事業譲渡により新たに「みのりグループ事業」の運営を開始します。

本事業については、利用者・家族はもとより新たな職員や地域関係者に不安が生じないように当面はサービス内容や組織体制の大きな変更を行わずに関係づくりに取り組み、事業が円滑に引き継がれ、継承されるよう取り組みを行います。

社会福祉法人の事業目標達成のためにはガバナンス（管理体制）とコンプライアンス（法令順守）に基づく適切な法人運営が求められます。

昨年度に引き続き事務局一元化による効果的な事務局体制の整備に取り組みながら、事務管理体制の強化による法令順守を図り、更には、みのりグループ事業の一体的事業展開や組織体制の見直しによる法人内各事業所間の連携による事業運営に取り組みます。

②人材の確保と人材育成に向けて

昨年から取り組んでおりました外国人材の活用については、新型コロナウイルス感染症の影響から停止せざるを得ない状況でありましたが、今後のワクチン接種などの国内の状況を見極めながら、再開に向けた取り組みを行います。

また、市民や関係者に各施設・事業所の理解を深めていただくための情報発信・PR 活動を進めながら、当法人の魅力の発信による人材確保につなげていくためにホームページのリニューアルに取り組みます。

人材育成としては、集合研修ができない状況であるため、オンラインの研修を取り入れた研修計画の実施を進めます。

また、虐待などの不適切事案の防止に努めるため、「職員ハンドブック」を作成し、全職員に配布の上、様々な研修による活用により、法人理念『基本的人権の確保と養護～人を大切に作るサービスの提供～』の浸透を図ります。

③経営の安定に向けて

本年度は3年ごとの介護報酬改定の年度に当たります。報酬改定ではプラス改定となっておりますが、従前の加算項目が基本報酬部分に組み込まれ、新たな基準による加算項目の設定などにより、介護保険事業においては、サービスの質の向上とエビデンスに基づくサービス提供など科学的介護の実践が強く求められることとなりました。

更に、成果型報酬の枠組みとなっており、今後益々その傾向は強くなると思われまます。本年度は加算取得に向けた体制の基礎固めを検討し将来的な制度対応を図ります。

また、感染症や災害の際にもサービスが安定的・継続的に提供される体制が構築できるよう事業継続計画の見直しを行い対応力強化を図ります。

養護老人ホームにおいては、社会環境の変化や様々な課題による利用者数の減少などの課題があり、昨年度より検討委員会を設置し検討を行ってきております。今年度は議論を深め、一定の方向性による改善を図ります。

みのりグループとの事業統合により、職員の給与をはじめとした待遇の統一に向けた取り組みに着手し将来の経営安定を図ります。

養護老人ホーム小樽育成院

1. 基本方針

養護老人ホームは、地域における生活困窮高齢者等の受け皿として「セーフティネット」の役割を果たすとともに、入居者様の要介護化に対応する介護施設（一般型特定施設）としての役割も担っています。入居者数が減少傾向にある一方で、施設に対するニーズも多様化していることから、入居者の皆様に寄り添った支援を行うとともに、これらを支える職員の育成に努めながら、安定した施設の運営を進めます。

2. 重点項目

①運営理念に基づくサービスの提供

法人の運営理念である「基本的人権の確保と擁護」を基本に据え、専門職に求められるスキルの向上を図るとともに、カンファレンスや各委員会の機能を活用し、入居者の皆様に「自立とQOL(生活の質)の向上」に資するサービスの提供を推進します。また、入居者様の身体状況の変化に応じ、法人内の各事業所と連携して円滑なサービスの移行を図ります。

②経営の安定

関係機関や団体に施設の役割や機能についての理解を、より深めていただき、措置入居の推進に努めるとともに、入居者様の状況に応じ、特定施設入居者生活介護サービスの適用を進め、安定的な経営に努めます。

また、地域のニーズを把握しながら、措置入居以外の形態でのサービス提供について検討を進めます。

③人材の確保と育成

法人理念に基づくサービスを提供するため、法人事務局と連携し必要な人材の確保に努めるとともに、職場外及び職場内での研修を充実し、入居者の皆様に対する接遇を始め、精神疾患に関する知識や認知症ケアなど、対応力や専門職に求められるスキルの向上に努めます。

④事業継続に必要な体制の確立

感染症及び自然災害のリスク拡大を受け、非常時にあっても事業を継続できる体制の確立が求められていることから、前年度に策定した感染症事業継続計画について必要な改定を進めるとともに、自然災害に係る事業継続計画の策定を進め、また地域の協力を得て訓練を実施するなど、事業継続に必要な体制の確立に向けた取組を進めます。

特別養護老人ホームやすらぎ荘

1. 基本方針

入居者の皆様に最後まで安心して暮らし続けることができるよう、新型コロナウイルス感染症に対応した新たな生活様式と感染防止対策に十分留意しながら、ユニットケアの特性を生かした良質なサービスを提供して、お客様（利用者・家族・地域住民）に信頼されること、職員が働きやすく、働きがいを得られる職場づくりを進めること、これらを通じて生産性・効率性を高めた安定的な経営基盤の整備を目指します。

2. 重点項目

① 運営理念等の順守

法人の『運営理念』や『基本姿勢』、施設の『介護の基本原則（7Y宣言）』に基づき、尊厳を守り、個々人に合わせた、より良質なケア（サービス）を提供して、お客様（利用者・家族・地域住民）に喜んでいただける施設づくりを進めます。

- ・利用者が元気で笑顔になれる時間を多職種が協力して意図的に作る取り組み

② 認知症高齢者に対する支援体制の整備

増加するニーズに適切に対応できるよう、認知症高齢者に関する知識や介護技術の向上を進め、多職種が協力してケアサービスを実践します。

- ・認知症介護基礎研修の受講促進

③ 多様な人材確保（雇用）と人材育成システムの検討

業務分担の効率化や可視化を進めながら、外国人材や高齢者・ボランティアなどの雇用を進め、安定的な職員体制を確保するとともに、主体性をもって行動できる職員を育成するため、研修制度の充実を図ります。

- ・外国人材（特定技能等）雇用のため、受け入れ体制の整備
- ・外部研修テキスト（プログラム）を活用した研修の提供

④ 安心と希望をもって働ける職場環境の整備

お客様に喜んでもらえるサービス提供を目指して、職場の仲間づくりやチームワークの向上に努め、働きやすく、働きがい得られる職場環境づくりを進めます。

- ・広報紙を通じて日々の様子や雰囲気を発信

⑤ 収益の確保

入居（入所）については、退去後の空床期間の短縮化を進めるために待機者の動向把握など早めの入居準備を心掛けるとともに、短期入所については、稼働率向上や感染症の発生及びまん延防止の観点からユニット分離について早急に検討を行います。

また、令和3年度介護報酬改定を踏まえて、未算定となっている介護報酬加算項目について早急に検討を進め、収益の確保に努めます。

- ・短期入所者のユニット分離について検討
- ・科学的介護情報システム（LIFE）の取組みを推進
- ・損益目標（実績）に関する職員説明会の開催

⑥ 防災体制の充実・強化

感染症の発生及びまん延防止に関する取組みとともに、地震などの災害への対応として、業務継続計画等の策定、研修及び訓練を実施します。

また、町内会の協力を得て訓練を実施するとともに、必要な設備機材等を整備し、防災体制の充実・強化に努めます。

オタモイケアプランセンター長橋

1. 基本方針

介護保険に関する法令の趣旨に従い、利用者とその家族が安心して、住み慣れた自宅で、地域の中で今の暮らしが続けられるよう支援していきます。

今年度の改正をふまえ、今後も法人内連携を意識した組織・職員間の情報の共有化や、利用者の自立支援・重度化防止に努めます。

2. 重点項目

① 法令順守と安定した利用者数の確保

職員の育成と安定を図ることで、新規ケースの積極的な受け入れや総合事業の委託を行い、経営の安定に努めます。

また、運営基準に定められた適切な運営に努めることはもちろん、特定事業所加算事業所として、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応やケアマネジメントの質向上と公正中立の確保に努めます。

② サービス満足度の向上

毎週 1 回の事業所内ミーティングの継続実施により、利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項の伝達、地域の社会資源の状況把握、業務上の課題と改善点を共有し、事業所全体で居宅依頼ケースへの対応に努めます。

③ 本人・家族及び関係機関との連携の強化

「在宅医療・介護連携 ICT 活用事業～おたるワンチーム」への参加や主治医と情報共有・看取りへの対応、また入退院時の情報交換を行う事で、医療機関や各関係機関との連携を深め、切れ目ないサービスが提供できるように努めます。

介護支援専門員やサービス担当者会議で解決できない課題がある場合は、地域ケア会議で課題を検討し、利用者の方が可能な限りその生活を継続できるように努めます。

④ 介護支援専門員の資質・専門性の向上・後進の育成

毎月 1 回の事例検討会の実施、他法人が運営する事業所との事例検討会の実施、また地域包括支援センターが開催する研修会・権利擁護や認知症などに関する外部研修への参加することで、専門知識の習得に努め資質の向上を図ります。

介護支援専門員養成研修生の積極的な受け入れにより、地域全体のケアマネジメントの質の向上に寄与し、今後はケアプラン電子化事業への参加も検討していきます。

小樽市北西部地域包括支援センター

1. 基本方針

高齢者、子ども、障害者などすべての人が地域、暮らし、生きがいをともに作り、高め合うことのできる「地域共生社会」、「断らない相談窓口」の実現が求められている昨今、地域包括支援センターにおいても、地域の現状に合わせたシステムづくりを目指していきます。

センターの機能の充実及び地域住民をはじめ、各機関団体等との日常的な連携や協働を推進し、地域全体で支え合うことができる地域づくりに努めます。

しかし、昨年から続くコロナ禍で、昨年度できなかった事業もあり、今後のイベントなどの開催方法や継続方法を改めて柔軟な姿勢で検討していかなくてはならない状況となっているため、適宜、各関係機関や住民の皆様と連携しながら検討していきます。

2. 重点項目

① 総合相談支援業務

ワンストップサービスの拠点として、適切な制度やサービスにつなぐための利用調整を行います。また、関係機関や民生委員、町内会など、これまで培ってきたネットワークを生かせるよう、また、さらに広げていき協働できる体制を構築していきます。

そのためにも、事業所発行の広報誌（地域版・事業所版）を継続して発行することにより、機能や役割の更なる理解促進を図ります。

② 権利擁護業務

権利侵害の予防・早期発見に向けた取り組みのための普及活動を行うとともに、高齢者虐待の防止及び対応については、早期発見・早期対応を基本とし、複数の職種で状況把握を行い、行政や関係機関との連携を図り対応を行います。

断らない相談窓口の確立のため、職員のスキルアップのための外部研修にも積極的に参加していきます。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

サービスが切れ目なく提供することができるように関係機関との連携強化に努めます。また、必要時に個別ケア会議を開催し、解決への検討を行いながら、支援や社会資源の発掘・活用など個別課題の解決や地域支援者とのネットワークの構築を図ります。

コロナ禍で相談控えやサービスの利用控えも起きており、状況が悪化してから相談に来るケースもあるため早期対応ができるよう情報発信も行っています。

④ 介護予防ケアマネジメント業務及び地域包括センター機能強化業務

要支援認定者、事業対象者が総合事業を利用するため、適切に介護予防ケアマネジメントを実施します。また、地域資源の活用もした自立支援のマネジメントを実施します。

介護予防教室については、ほぼ休止しているため、状況に合わせた開催方法を検討し継続していけるよう支援していきます。

また、認知症初期集中チームや認知症地域支援推進員の活動、医療介護の専門機関の連携や生活体制整備事業への取り組みを継続し、住み慣れた地域で生活を継続できる「地域包括ケアシステム」の構築推進を図ります。

みのりグループ

1. 基本方針

これまでのコンセプト、「地域に根付いた医療と介護のトータルサポートを目指して、地域の皆さまが安心して暮らせる環境作りに取り組むこと」を、できる限り継承しながら、グループホームとデイサービスによる地域密着型サービスの提供を維持することを当面の目標とします。

地域密着型サービスは、地域住民やボランティア団体等との連携および協力を行う等の地域との交流を通して、認知症高齢者や要介護高齢者が、介護度が重くなっても、住み慣れた地域でいつまでも生活できるように創設された介護サービスです。

これまで当法人が運営してきた、養護老人ホーム小樽育成院、特別養護老人ホームやすらぎ荘、オタモイケアプランセンター長橋、小樽市北西部地域包括支援センターという社会資源とも連携および協力しながら、今後も、社会福祉法人 小樽育成院として、地域に根付いたトータルサポートを目指して、地域の皆さまが安心して暮らせる環境作りに取り組めます。

2. 重点項目

① 現状の評価と今後の方針の検討

グループホームとデイサービスによる地域密着型サービスの提供の現状を、介護の価値や経営的な視点で評価し、把握した課題に対して取り組むべき優先順位をつけ、喫緊の課題には速やかに改善に取り組みます。

これら取り組みは、職員との対話により現状認識と課題、改善の必要性の理解を共有した上で、職員が主体的に進められるような環境を整えます。

また、第3四半期までには経営的な分析を行い、中長期的な計画を作成するとともに、次年度の事業計画にも反映します。

② 人材育成とチームケアの質の向上、情報共有の効率化

「一人でも多くの利用者に質の高いケアを届ける」という介護現場の価値を共有し、介護の価値を高めるための介護サービスの生産性向上に取り組めます。

生産性向上の目的のとらえ方は様々あり、例えば整理整頓により物を探す時間を短縮し、利用者とのコミュニケーションの充実やケアの質をどう高めるか考える時間をもつことが挙げられます。

このようなとらえ方は、利用者について新しい発見をしたり、仕事の意義を再認識するなど、自らの仕事へのやりがいや楽しさを実感し、モチベーションを向上させることにつながります。

また、評価の観点には量的な効率化と質の向上に加え、職員間での負担の偏りを是正しつつ、チームケアを通じてサービスを提供するという意識も重要と考えます。

人材育成とチームケアの質の向上、情報共有の効率化を通して、介護サービスの質の向上と人材の定着・確保を目指します。